

**食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する  
法律（平2法70）に基づく事務・権限のうち、  
①養成施設及び講習会の登録及び監督  
②指定検査機関の指定及び監督**

**<養成施設及び講習会の登録及び監督>**

移譲対象事務・権限			
○ 食鳥処理衛生管理者に係る養成施設及び講習会の登録、登録の取消し、変更の届出、報告徴収等（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号、第4号、同法施行令第1条～8条、第10条～第13条、第15条～17条、第19条～第21条、同法施行規則第15条、第19条）			
事務量（主な業務指標）			
○食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録数	1	1	1
※食鳥処理衛生管理者養成施設の登録については、過去3年間実績なし。			
各府省の回答（平成25年5月）			
『 <b>全国一律・一斉に移譲</b> 』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</li> <li>・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。</li> <li>・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</li> <li>・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。</li> <li>・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</li> </ul>		

<指定検査機関の指定及び監督>

移譲対象事務・権限			
<p>○ 指定検査機関に係る以下の事務・権限。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 21 条～24 条）</li> <li>・ 役員等の選任及び解任（同法第 26 条・第 27 条）</li> <li>・ 業務規程の認可（同法第 28 条）</li> <li>・ 事業計画等の認可（同法第 29 条）</li> <li>・ 監督命令（同法第 31 条）</li> <li>・ 業務の休廃止の許可（同法第 32 条）</li> <li>・ 指定の取消し及び食鳥検査業務の停止（同法第 33 条・第 34 条）</li> <li>・ 報告徴収、立入検査（同法第 37 条・第 38 条） 等</li> </ul>			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
指定検査機関数	16	16	15
新規指定件数	0	0	0
事業計画の認可件数	16	16	15
各府省の回答（平成 25 年 5 月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 食鳥の指定検査機関は、国内に流通する食鳥の検査を行っている。その指定の基準は全国統一的に定められているため、指定権限を地方に移譲することとする。</p> <p>○ この場合、指定検査機関と食鳥処理場の管轄自治体が異なる場合があることに留意が必要であり、指定及び委任の制度の見直しを含め制度上の設計につき検討を要する。 （例：指定検査機関は全国に 15 か所しかない。そのため、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務（指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等）に当たる必要がある。）</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。このため、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）		各府省の見解（平成 25 年 8 月）	
<p>・ 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護する観点から指定基準を示す必要がある。</p> <p>・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。 （国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p> <p>・ 都道府県による検査の委託先を指定する制度であることから、指定の効力が全国に通用するものではなく、指定した都道府県にのみ効力を有する仕組みとすることも含め検討するべき。</p> <p>・ 政令市、中核市及び保健所設置市においても食鳥検査を実施しており、これらの市についても移譲先とすることについて検討が必要。</p>		<p>・ ご指摘を踏まえ適切に対応したい。</p> <p>・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p> <p>・ ご指摘を踏まえ対応を検討したい。</p> <p>・ ご指摘を踏まえ対応を検討したい。</p>	

## 救急救命士法（平3法36）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 救急救命士に係る養成所の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出（救急救命士法第34条第1号、第2号、第4号、救急救命士学校養成所指定規則第2条、第3条、第5条～第8条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	43	44	44
新規指定数	1	0	0
取消数	0	0	0
指定内容の変更承認数	33	25	27
指定内容の変更届出数	9	9	9
指導調査実施数	3	3	1
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</li> <li>・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。</li> <li>・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</li> <li>・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。</li> <li>・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</li> </ul>	

**原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平6法117）に基づく  
指定医療機関の指定及び監督**

<b>移譲対象事務・権限</b>			
○ 原爆症認定患者に対する医療給付を行う医療機関の指定、指定の取消し、指定医療機関の報告徴収等（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第1項及び第3項、第16条第1項、第17条第2項）			
<b>事務量（主な業務指標）</b>			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定医療機関数	1, 558	1, 694	1, 813
指定件数	184	170	164
指定の取消件数	0	0	0
変更届等の受理件数	67	32	37
指定辞退の申出の受理件数	16	45	44
<b>各府省の回答（平成25年5月）</b>			
『 <b>全国一律・一斉に移譲</b> 』			
○ 被爆者対策については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」前文において、国の責任により、被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策を講じることとされている。			
○ なかでも、原爆症認定患者に対する医療については、国の責任において、国が医療費全額を負担しており、国が負担者の立場から、当該医療を担当する指定医療機関の指定から監督（指定の取り消しを含む）までを一貫して行っているため、引き続き実施するのが適当であると考えます。			
○ しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、的確な執行体制の整備がなされれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考えます。			
○ 一方で、都道府県への権限を移譲することとした際には、人員配置等、都道府県に大きな負担を強いることとなるため、都道府県の理解が不可欠である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
<b>全国知事会意見（平成25年6月）</b>		<b>各府省の見解（平成25年8月）</b>	
・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）		・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。	

介護保険法（平9法123）に基づく事務・権限のうち、

①介護サービス事業者（介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域に所在する事業者であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）の業務管理体制の整備に関する監督

②市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督等に関する指導等

**移譲対象事務・権限**

- 市町村（指定都市・中核市を除く。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督事務並びに保険事務、認定事務等に関する指導（介護保険法第197条第1項、第2項）
- 市町村（指定都市・中核市を除く。）との合同による地域密着型サービス事業者等に対する実地指導（同法第24条第1項、第2項）
- 国民の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認める場合に行う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設等に対する監査等（同法第203条の3第1項、同法第203条の5）
- 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び業務管理体制事務に関する指導（同法第115条の33第1項、第4項、第115条の34）
- 市町村が行う業務管理体制事務に関する指導（同法第197条第2項）

**事務量（主な業務指標）**

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
介護保険者に対する実地指導件数	98	72	102
介護サービス事業者等に対する実地指導件数	99	74	102

**各府省の回答（平成25年5月）**

**『全国一律・一斉に移譲』**

- 地方厚生局が行う介護保険・サービスに関する指導に係る業務については、下記の留意点が確実に担保されるのであれば、地方自治体へ移譲（全国一律・一斉に移譲するもの）とすることは可能である。
- なお、地方自治体には介護サービス事業者に対する監督権限が付与されており、国の権限を移譲しなくても、既に介護サービス事業所に対する指導・監督は自治体が行っているところである。

**<留意点>**

- 市町村が行う介護サービス事業所の指導監督事務等に対する指導については、適切な制度運営の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保すること。
- 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検査の実施、都道府県・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施されるようにする必要があること。
- 移譲にあたり各業務について、制度の適正運営及び利用者保護の観点から、緊急時又はコムスンのような全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、業務権限移譲後においても、総合調整等が実施可能となるよう関係法令に規定する必要があること。

【1-33（厚生労働省）】

と。

※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方が負うことを条件とする。さもないと、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、国及び都道府県又は市町村合同で行っている事業所への指導について、都道府県又は市町村のみで行うこととなるが、法令上もこれを明確にするべきである。（国の指導権限を廃止）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令上の措置については、ご指摘を踏まえ、今後、具体的に検討する予定。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険事業の運営、サービス全般については、国によって詳細な基準整備がされていることから、指導についても国による統一的な指導基準を整備すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国による統一的な指導については、各都道府県・指定都市・中核市あてに介護保険施設等の指導監督に関して通知している他、実地指導マニュアルも作成し、通知している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 以上の都道府県の区域において活動する事業者（広域）の監督について、都道府県が連携して対応している NPO 法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令上の措置については、ご指摘も踏まえ、今後、具体的に検討する予定。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</li> </ul>

## 精神保健福祉士法（平9法131）に基づく養成施設等の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 精神保健福祉士に係る養成施設等の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出、指導・報告・指示（精神保健福祉士法第7条、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第3条、第4条、第7条～第10条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成施設等の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	62	64	62
新規指定数	5	2	0
取消数	3	4	1
指定内容の変更承認数	30	34	4
指定内容の変更届出数	23	49	117
指導調査実施数	12	5	2
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）	・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。		
・ 指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。	・ 指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。		
・ なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。	・ 「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。		

## 言語聴覚士法（平9法132）に基づく養成所の指定及び監督

移譲対象事務・権限			
○ 言語聴覚士に係る養成所の指定、指定の取消し、指定内容の変更承認・変更届出、報告・指示（言語聴覚士法第33条第1号～第3号、第5号、言語聴覚士学校養成所指定規則第2条、第3条、第5条～第8条）			
事務量（主な業務指標）			
○ 養成所の指定及び監督			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
課程数	53	53	54
新規指定数	1	2	2
取消数	2	1	2
指定内容の変更承認数	77	76	61
指定内容の変更届出数	22	13	16
指導調査実施数	6	1	1
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。			
○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。			
○ なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定施設は、大学等の教育機関が多く、全国的規模であり、今後、各都道府県が養成施設を指定した場合、利用者の利便性のためには、養成施設に関する情報を一元的に管理する方策を国において構築すべき。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定を受けた養成施設等については、国家試験に関する事務等との関係で、国において、最低限の情報は把握する必要があると考えている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、養成施設によって、養成課程、国家資格の有無、試験の有無、試験の実施主体（国か、都道府県か）、養成施設の指定事務における都道府県の関与の度合い等が異なることから、養成施設ごとに権限移譲の条件等を個々具体的に検討していく必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「養成施設等の指定及び監督」に係る権限移譲については、権限移譲の条件も含め、基本的には統一された内容となるものと想定している。なお、特定の種類の養成施設等に限定した権限移譲の条件については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</li> </ul>	



健康増進法（平14法103）に基づく誇大表示の禁止に係る勧告及び命令

移譲対象事務・権限			
○ 食品として販売に供する物に関し、健康の保持増進の効果等について、著しく事実相違又は著しく人を誤認させる広告等の表示を禁止しており（健康増進法第32条の2第1項）、これに違反して表示した者に対する勧告（同法第32条の3第1項）、命令（同法第32条の3第2項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談及び指導件数	201	188	139
立入検査件数	0	0	0
収去件数	0	0	0
勧告件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 地方厚生局が行っている当該事務・権限を地方自治体へ移譲することにより、県域レベルの事案について、地方自治体において、より一層効果的に監視・執行を行うことが可能となり、もって、健康食品等の虚偽・誇大広告等の適正化の推進が図られるものと評価されることから、当該事務・権限について、全国一律・一斉に移譲するものとして、地方自治体へ移譲することとする。			
○ 一方で、今回の対象外とされている本府省の事務・権限に関しては、消費者の利益の擁護や国民の健康増進に係る施策について、今後とも、国が責任を持って推進していく必要があり、消費者の利益の擁護等に関して特に必要とあると認められる場合にあっては、国が直接勧告・命令を行うことができるよう、引き続き、本府省（消費者庁長官）の権限・事務を存置する必要があると考える。			
○ また、当該事務・権限の移譲先の実施体制として、都道府県等単位のほか、自治体間連携や広域連合などの仕組みを検討することとされている。実施体制の在り方によって、実効的な監視・執行に大きく影響を与えられることが考えられるため、実施体制の在り方の検討に当たっては、別途、意見照会を行っていただくようお願いする。			
○ 当該事務を廃止することにより国民の健康増進に大きく支障をきたすことは明らかであり、当該事務を廃止することは不可能である。また、行政処分といった公権力の行使を民営化することは全く馴染まない。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・「検査・収去」「相談及び指導」の権限と併せて地方に移譲すべき。		・「検査・収去」の権限は既に地方で有している。また、虚偽誇大広告等の規制に係る相談及び指導についても、既に地方でも実施している。	

【1-36（厚生労働省）】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合に限るべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者安全の確保等は、地域毎に異なるべきではなく、全国において等しく確保されるべきものであるため、適時適切に実施することが可能な人員体制が各自治体に整備されるとともに自治体間における広域的な連携体制が整備されない限り、移譲後においても、並行権限の行使を認めるべきである。 また、上記整備がされた後でも、対象となる企業が複数の都道府県にわたって事業展開しているなど、迅速かつ全国一律の法運用を図る観点等から、国が執行する方がより効果的と考えられる場合には並行権限の行使を認めるべきである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的な被害のまん延防止の観点から勧告等の基準を示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準の必要性については認識しており、現在どのようなものを示すことが可能か検討しているところである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2以上の都道府県の区域において活動する事業者（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人や建設業については活動や営業を行う上で事前の認可が必要である一方、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令の対象は、認可の規制が無いという違いがあることから、例示された法令を参考にすることに当たっては検討が必要である。 当該事務の効率的な運用の在り方については地方自治体の担当部局と丁寧に意見交換を行いながら検討していく必要があると考えている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。 （国で想定している関与の内容の提示を求める。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体が勧告又は命令を発出した際に国に報告を行うこと等を検討している。</li> </ul>

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の 特別買上償還に関する証明書の発行

移譲対象事務・権限			
<p>○ 特別弔慰金等の特別買上償還が必要である旨の証明書の発行</p> <p>※ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の各法律における法令上の手当が必要</p>			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
証明書交付件数	604	289	171
各府省の回答（平成 25 年 5 月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等は、戦没者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表すために、支給しているものであるが、裁定等の主要な事務は、法定受託事務とし都道府県において行われているものである。</p> <p>○ 今後、特別買上償還に関する証明書の発行事務についても、都道府県への移管を検討してまいりたい。</p> <p>○ なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）		各府省の見解（平成 25 年 8 月）	
<p>・ 居住都道府県と裁定都道府県が一致しないため、事務の流れ、広域的連携体制等の整備、証明する基準等を明確化すること。</p> <p>・ 買上償還の対象条件の一つである「生活保護受給者ではないが保護を要する状態に陥るおそれがある者」については、国が明確な基準を定めること。（法定受託事務）</p> <p>・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>		<p>・ ご指摘を踏まえ対応を検討したい。</p> <p>・ 受給者の様々な事情等に鑑み、「生活保護受給者ではないが保護を要する状態に陥るおそれがある者」と示しているところであり、今後も、現在と同様に個別の状況を踏まえ各福祉事務所が判断することとさせていただきたい。</p> <p>・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>	

**農産物検査法（昭26法144）に基づく登録検査機関（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）の登録及び監督**

移譲対象事務・権限		
<p>○ 事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に関する登録等の業務                      : 登録検査機関の登録、登録の更新、変更登録、農産物検査結果報告の受理、業務規定の届出の受理及び変更命令（農産物検査法第17～19条、20条第3項、21条）</p> <p>○ 事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関及び都道府県域内の関係業者等に対する農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務                      : 適合命令、改善命令、登録の取消し等、報告の徴収、調査、聴聞の特例（同法第22～24条、30～32条）                      不正受検に対する処置、大臣申出の受理及び措置（同法第16条、33条）</p>		
事務量（主な業務指標）		
業務指標	平成23年度	平成24年度
登録検査機関数(うち県域)	1, 496 (1, 330)	1, 536 (1, 372)
改善命令等数(うち県域)	5 ( 5)	6 ( 6)
立入調査数	3, 544	2, 833
注：登録検査機関数には、広域の登録検査機関における従たる事務所数を含んでいる。		
各府省の回答（平成25年5月）		
<p><b>『全国一律・一斉に移譲』</b></p> <p>○ この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>一方、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関の登録や指導・監督、都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等の業務については、都道府県に移譲をすることが可能と考えられる。</p> <p>○ 具体的には、</p> <p>(1) 登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務                      農産物検査に関する業務のうち、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務は、一都道府県内において概ね完結するものであり、都道府県への移譲が可能。</p> <p>一方、仮に、事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務を都道府県に移譲することとした場合には、</p> <p>① 主たる事務所を管轄する都道府県は、登録・指導等の業務を行うに当たって、従たる事務所を管轄する複数の都道府県との間で恒常的な調整が必要となり、迅速な対応が困難となる② 主たる事務所と従たる事務所の区域を管轄する都道府県の指導の内容が異なった場合、当該登録検査機関に無用の混乱を来すことが想定されるため、複数の都道府県域に事務所を有する登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務は、国が実施することが適当。</p>		

【1-38（農林水産省）】

(2) 都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等

農産物検査の適正な実施を確保するため、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者等に対して立入調査等を行う必要があり、都道府県域内の関係業者等に対するこれらの業務については、都道府県に移譲することが可能。

ただし、全国広範囲に流通する農産物の実態から、都道府県域を越えて販売・在庫を確認し、必要に応じて流通指導や検査証明の抹消等を行うなど、問題となる不正事案に迅速・柔軟に対応する必要があることから、国がこれらの者への権限を行使することを妨げないこととすることが適当。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係業者に対する立入検査権と併せて、法第16条の不正受検に対する処置についても移譲すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第 16 条の不正受検に対する処置に係る権限は、地方へ移譲することとする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権限移譲後の国による並行権限の行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合に限るべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権限移譲後の国による並行権限の行使については、法目的の達成のために特に必要と認められる場合に限ることとする。</li> </ul>

中小企業団体の組織に関する法律（昭32法185）に基づく協業組合等（一の都道府県の区域内のみにある経済産業局及び地方運輸局の所管に係る組合並びに二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係るものに限る。）の設立認可及び監督

＜経済産業省＞

移譲対象事務・権限

- 協業組合等（一の都道府県の区域内のみにある経済産業局の所管に係る組合に限る。）に係る以下の事務・権限
- ・協業組合の事業転換の認可（中小企業団体会法（以下、団体会法）第5条の7第2項）
  - ・協業組合の設立の認可（団体会法第5条の17第1項）
  - ・公正取引委員会の請求（団体会法第5条の22）
  - ・協業組合の組合員による臨時総会の招集の承認（中小企業等協同組合法（以下、中協法）第48条 団体会法第5条の23第3項において準用）
  - ・協業組合の定款の変更の認可（中協法第51条第2項 団体会法第5条の23第3項において準用）
  - ・協業組合の余裕金運用の制限の緩和の認可（中協法第57条の5 団体会法第5条の23第3項において準用）
  - ・協業組合の役員の変更届出（中協法第35条の2 団体会法第5条の23第3項において準用）
  - ・協業組合の合併の認可（中協法第66条第1項 団体会法第5条の23第4項において準用）
  - ・協業組合の解散の届出（中協法第62条第2項 団体会法第5条の23第4項において準用）
  - ・協業組合の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならないこと（中協法第96条第5項 団体会法第5条の23第5項において準用）
  - ・協業組合の不服の申出に対する措置（中協法第104条 団体会法第5条の23第6項において準用）
  - ・請求に基づく会計状況の検査（中協法第105条の4第1項 団体会法第5条の23第6項において準用）
  - ・協業組合の決算関係書類の提出（中協法第105条の2第1項 団体会法第5条の23第6項において準用）
  - ・協業組合の法令等の違反に対する処分（中協法第106条第1項～3項 団体会法第5条の23第6項において準用）
  - ・商工組合の特別の地区の承認（団体会法第9条）
  - ・商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（団体会法第17条の2第1項）
  - ・商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（団体会法第33条）
  - ・商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（団体会法第42条第1項）
  - ・商工組合の組合員による臨時総会の招集の承認（中協法第48条 団体会法第47条第2項において準用）
  - ・商工組合の定款の変更の認可（中協法第51条第2項 団体会法第47条第2項において準用）
  - ・商工組合の余裕金運用の制限の緩和の許可（中協法第57条第5項 団体会法第47条第2項において準用）
  - ・商工組合の役員変更の届出（中協法第35条の2 団体会法第47条第2項において準用）
  - ・商工組合の解散登記の嘱託（中協法第96条第5項 団体会法第54条において準用）
  - ・商工組合及び商工組合連合会の合併の認可（中協法第66条第1項 団体会法第47条第3

【1-39（経済産業省・厚生労働省・国土交通省）】

項において準用)

- ・ 商工組合及び商工組合連合会の解散の届出（中協法第 62 条第 2 項 団体法第 47 条第 3 項において準用）
- ・ 商工組合等の法令等の違反に対する処分（中協法第 106 条第 3 項～4 項 団体法第 69 条第 4 項において準用）
- ・ 商工組合等の不服の申出に対する措置（中協法第 104 条 団体法第 71 条において準用）
- ・ 請求に基づく会計状況の検査（中協法第 105 条の 4 第 1 項 団体法第 71 条において準用）
- ・ 商工組合等の決算関係書類の提出（中協法第 105 条の 2 第 1 項 団体法第 71 条において準用）
- ・ 主務大臣の命令（団体法第 67 条）
- ・ 商工組合等に対する解散命令（団体法第 69 条第 1 項～3 項）
- ・ 商工組合等からの報告の徴収（団体法第 92 条）
- ・ 商工組合等に対する立入検査（団体法第 93 条第 1 項）
- ・ 商工組合等に対する解散命令（団体法第 96 条第 4 項）
- ・ 協業組合への組織変更の認可（団体法第 95 条第 4 項）
- ・ 事業協同組合への組織変更の認可（団体法第 96 条第 8 項）
- ・ 商工組合への組織変更の認可（団体法第 97 条第 2 項）
- ・ 報告の徴収（団体法第 92 条）
- ・ 立入検査（団体法第 93 条）
- ・ 組織変更の届出（団体法第 100 条の 11）

**事務量（主な業務指標）**

業務指標	平成 24 年度
決算関係書類の受理	1 5 6
役員の変更届出の受理	8 3
定款変更の認可	2 6

**各府省の回答（平成 25 年 5 月）**

『全国一律・一斉に移譲』

- 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。
- 都道府県の区域を越える組合に関する事務については、現行の地方自治法における「広域的实施体制」では組織の永続性が担保されず、広域的实施体制の地区が変更されることにより、許認可の主体が変わる等、制度の安定的実施に著しい支障を来すため、そうした諸条件が担保されない限り、引き続き経済産業局が実施することとする。

**全国知事会意見（平成 25 年 6 月）**

**各府省の見解（平成 25 年 8 月）**

--	--

<厚生労働省>

**移譲対象事務・権限**

- 協業組合等(二以上の都道府県の区域にわたる組合であって地方厚生局の所管に係る組合に限る。)に係る以下の事務・権限
  - ・協業組合の事業転換の認可（中小企業団体系法第5条の7第2項）
  - ・協業組合の設立の認可（同法第5条の17第1項）
  - ・協業組合の組合員による臨時総会の招集の承認（同法第5条の23第3項）
  - ・協業組合の定款の変更の認可（同法第5条の23第3項）
  - ・協業組合の合併の認可（同法第5条の23第4項）
  - ・商工組合の特別の地区の承認（同法第9条）
  - ・商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（同法第17条の2第1項）
  - ・商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（同法第33条）
  - ・商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（同法第42条第1項）
  - ・商工組合の組合員による臨時総会の招集の承認（同法第47条第2項）
  - ・定款の変更の認可（同法第47条第2項）
  - ・商工組合及び商工組合連合会の合併の認可（同法第47条第3項）
  - ・協業組合への組織変更の認可（同法第95条第4項）
  - ・事業協同組合への組織変更の認可（同法第96条第5項）
  - ・商工組合への組織変更の認可（同法第97条第2項）
  - ・報告の徴収（同法第92条）
  - ・立入検査（同法第93条）
  - ・組織変更の届出（同法第100条の11） 等

**事務量（主な業務指標）**

業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
定款変更認可件数	2	0	2
立入検査件数	0	0	0

**各府省の回答（平成25年5月）**

**『全国一律・一斉に移譲』**

- 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。
- 事業を複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合等の場合については、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある中小企業等協同組合等の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。（移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。）

※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

全国知事会意見（平成25年6月）

各府省の見解（平成25年8月）



【1-39（経済産業省・厚生労働省・国土交通省）】

<p>・ 2以上の都道府県の区域において活動する組合（広域）の監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督（特定非営利活動促進法）や建設業の監督（建設業法）等の事例を参考に法令上の措置を講じるべき。</p>	<p>・ 法令上の措置については、ご指摘も踏まえ、今後具体的に検討する予定。</p>
<p>・ 国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>	<p>・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>

<国土交通省>

<p><b>移譲対象事務・権限</b></p>
<p>○ 協業組合等（一の都道府県の区域内のみにある地方運輸局の所管に係る組合に限る。）に係る以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協業組合の事業転換の認可（中小企業団体系法第5条の7第2項）</li> <li>・ 協業組合の設立の認可（同法第5条の17第1項）</li> <li>・ 協業組合の組合員による臨時総会の招集の承認（同法第5条の23第3項）</li> <li>・ 協業組合の定款の変更の認可（同法第5条の23第3項）</li> <li>・ 協業組合の合併の認可（同法第5条の23第4項）</li> <li>・ 商工組合の特別の地区の承認（同法第9条）</li> <li>・ 商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（同法第17条の2第1項）</li> <li>・ 商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（同法第33条）</li> <li>・ 商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（同法第42条第1項）</li> <li>・ 商工組合の組合員による臨時総会の招集の承認（同法第47条第2項）</li> <li>・ 商工組合及び商工組合連合会の定款の変更の認可（同法第47条第2項）</li> <li>・ 商工組合及び商工組合連合会の合併の認可（同法第47条第3項）</li> <li>・ 報告の徴収（同法第92条）</li> <li>・ 立入検査（同法第93条）</li> <li>・ 協業組合への組織変更の認可（同法第95条第4項）</li> <li>・ 商工組合への組織変更の認可（同法第97条第2項）</li> <li>・ 組織変更の届出（同法第100条の11） 等</li> </ul>
<p><b>事務量（主な業務指標）</b></p>
<p>○ 地方運輸局所管組合数（平成23年度末時点） 3,515件</p> <p>○ 地方運輸局における手続き件数（平成23年度） 設立認可、定款変更認可等：674件 決算報告書等各種報告受理：4,602件</p> <p>※ 上記は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等に係る事務量も含む。</p>
<p><b>各府省の回答（平成25年5月）</b></p>
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>○ 地方運輸局は、中小企業等協同組合等のうち、国土交通省の所管に属する事業者が組合員の資格として定款に定められる事業又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領等の事務を行っているが、その地区が都道府県の区域を超えないもの</p>

【1-39（経済産業省・厚生労働省・国土交通省）】

<p>については、希望する都道府県に対する事務・権限移譲の対象とする。</p>	
<p>全国知事会意見（平成25年6月）</p>	<p>各府省の見解（平成25年8月）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国一律に移譲すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正かつ効率的な手続きの実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方運輸局にある中小企業等協同組合法等の権限を都道府県に移譲することは可能である。移譲にあたっては、都道府県において、的確な業務実施体制が整備されることを前提に、当該自治体の発意に応じて選択的に移譲することが望ましいと考える。</li> </ul>

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平11法18）に基づく  
課税の特例に係る特定新規中小企業者の確認

移譲対象事務・権限			
○ 特定新規中小企業者の要件に該当する者に対する「確認書（大臣名）」の発行。（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条、第8条、同法施行規則第4条、第4条の2、第5条、第5条の2）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
エンジェル税制確認書発行件数 （申請企業単位）	68件	99件	64件
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 当該事務は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律をはじめ租税特別措置法などの各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた持続性のある十分な実施体制が必要である。また、当該事務は国税の特例措置等を適用するための前提となるものであることから、国税関連の解釈等に関して全国統一的に遂行される必要がある。このため、税関連解釈等に関して国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
・事務が大都市に集中していることから、取扱の少ない地域に配慮しマニュアル等を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限が移譲された際に、円滑に事務が行えるよう、各都道府県に運用マニュアル等を示すことについては了解。</li> <li>・本事務は国税の特例措置等を適用するための前提となることから、国税関連の解釈等に関して国の指導等に沿って全国統一的に事務を遂行していただくために、本確認事務を、地方自治法に規定される「法定受託事務」とし、助言、勧告、資料の提出の要求、指示、代執行、協議、同意、許可・認可・承認等に関して、国の関与が認められるものとする必要がある。</li> <li>・また、課税の公平性が確保されるよう、専門部局の配置ができ、持続性のある組織体制が構築され、国税に関する確認事務が適正に実施される体制を構築する必要がある。</li> <li>・これらの点において、財務省・税務当局との調整ができ次第、移譲を行う方針である。</li> </ul>		

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平 20 法 33）に基づく支援措置に係る認定

移譲対象事務・権限			
<p>○ 会社である中小企業者が受ける「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例（事業承継税制）」又は「中小企業信用保険法の特例や株式会社日本政策金融公庫の特例（金融支援）」の適用の前提となる経済産業大臣の認定事務等</p> <p>【事業承継税制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項）</li> <li>・認定の申請（通知）（同法施行規則第 7 条第 4 項）</li> <li>・認定の取消し（同法施行規則第 9 条第 2 項、第 3 項、第 6 項）</li> <li>・指導及び助言に係る経済産業大臣の確認（同法施行規則第 16 条第 3 項）</li> <li>・切替確認等（同法施行規則第 13 条第 3 項、第 4 項、第 5 項）</li> <li>・変更の確認（同法施行規則第 17 条第 4 項）</li> <li>・確認の取消等（同法施行規則第 18 条）</li> </ul> <p>【金融支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項）</li> <li>・認定の申請（通知）（同法施行規則第 7 条第 4 項）</li> <li>・認定の取消し（同法施行規則第 9 条第 1 項）</li> </ul>			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相続税認定	1 3 2	6 3	6 7
贈与税認定	6 7	7 3	6 9
金融認定	1 6	1 7	1 8
各府省の回答（平成 25 年 5 月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 当該事務は、経営承継円滑化法をはじめ租税特別措置法や会社法などの各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた永続性のある十分な実施体制が必要である。また、当該事務は国税の特例措置等を適用するための前提となるものであることから、国税関連の解釈等に関して全国統一的に遂行される必要がある。このため、税関連解釈等に関して国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。</p>			
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）		各府省の見解（平成 25 年 8 月）	
<p>・税関連の解釈等について国と都道府県との十分な連携を図るべき。</p>		<p>・当該事務は、国税の特例措置等を適用するための前提となるものであり、税関連解釈等に関しての国との連携及び財務省等関係省庁との制度の在り方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。</p>	

**自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平13法57）に基づく  
自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督**

移譲対象事務・権限	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車運転代行業の認定、認定取消、営業の停止・廃止命令について、都道府県公安委員会から協議を受け、同意（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第4項、同法第7条第2項、同法第23条3項、同法第24条第2項）</li> <li>○ 申請書記載事項の変更、認定証の返納等に関する届出の受理（都道府県公安委員会を經由する。）（同法第8条第2項、同法第9条第3項）</li> <li>○ 自動車運転代行業者による自動車運転代行業約款の届出に係る受理（同法第13条第3項）</li> <li>○ 自動車運転代行業を営む者に対する報告・立入検査、指示（同法第21条第2項、同法第22条第1項・第2項）</li> <li>○ 都道府県公安委員会に対する営業停止命令の要請（同法第23条第2項）</li> </ul>	
事務量（主な業務指標）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定等に係る同意の事務件数： 1, 105件（平成20～23年度の平均）</li> <li>○ 届出の受理等の事務件数： 18, 997件（平成20～23年度の平均）</li> <li>○ 自動車運転代行業者数： 8, 838者（平成24年）</li> <li>○ 随伴用自動車数： 28, 874台（平成24年）</li> </ul>	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車運転代行業については、都道府県公安委員会が事業者の認定を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けること等とされているが、自動車運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつ総合的に実施できるようにするため、自動車運転代行業に係る地方運輸局の権限については、都道府県に移譲する方向で検討する。</li> </ul>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車運転代行業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車運転代行業については、都道府県公安委員会が事業者の認定を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けること等とされているが、自動車運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつ総合的に実施できるようにするため、自動車運転代行業に係る地方運輸局の権限については、都道府県に移譲する方向で検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務・権限の移譲に係る具体的な方法については、適切かつ確実な事務の実施を確保する観点から、今後検討して参りたい。</li> </ul>

**土壌汚染対策法（平14法53）に基づく指定調査機関（一の都道府県内で調査業務を行うものに限る。）の指定及び監督**

移譲対象事務・権限			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一の都道府県内で調査を行う指定調査機関に係る以下の事務・権限               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定（土壌汚染対策法第3条第1項）</li> <li>・ 変更の届出（同法第35条）</li> <li>・ 改善命令（同法第36条第3項）</li> <li>・ 業務規程の届出（同法第37条第1項）</li> <li>・ 適合命令（同法第39条）</li> <li>・ 業務の廃止の届出（同法第40条）</li> <li>・ 指定の取消し（同法第42条）</li> <li>・ 公示（同法第43条）</li> <li>・ 報告徴収・立入検査（同法第54条第5項）</li> </ul> </li> </ul>			
事務量（主な業務指標）			
○ 指定調査機関数（全国770事業所（本省分100程度）、うち一都道府県域内51事業所）			
○ 指定調査機関の新規登録、登録情報の変更及び廃止の事務処理件数			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事務件数	1,471	1,376	1,260
※事務件数の半分程度は、登録情報の変更に係るもの			
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数の都道府県内で広域的に調査業務を行う指定調査機関の場合、その指定・監督を都道府県が行うとすると、事業者は調査を行うすべての都道府県から指定・監督を受けることとなる。指定調査機関が一の都道府県において、土壌汚染対策法第42条の取消要件に該当することとなった場合、当然に他の都道府県でも指定の取消を行う必要があるが、そういった情報に関し、都道府県間及び都道府県と国との間の連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督処分をすることが困難になることが予想され、例えば、他県において取消処分を受けた事業者が別の都道府県では指定を受け続けるような事態が生じてしまう可能性がある。また、事業者が各都道府県に指定の申請をすることとなると事業者に対して著しい負担を強いることとなる。</li> <li>従って、一の都道府県内で調査業務を行う場合は、地方公共団体に事務を移管。</li> <li>○ 複数の都道府県内で調査業務を行う場合には、環境省において事務を行うこととする。</li> </ul>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「法定受託事務」「国の関与」「義務付け・枠付け」のメルクマールを遵守し、その範囲内で適切に基準等を設定すべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一の都道府県内のみで調査を行う指定調査機関の指定等について、国は地方公共団体に対し、事後報告を求めることを想定している。</li> </ul>	

【1-43 (環境省)】

・ 土壌汚染状況調査は、土壌汚染の未然防止や除去対策を実施する上で最も基本的かつ最重要の調査であることから、土壌汚染状況調査の遂行能力の有無を的確に判断する専門知識や技術を習得するための研修を行うこと。

・ 必要な対応を行ってまいりたい。

道路運送法（昭26法183）に基づく事務・権限のうち、

①自家用有償旅客運送の登録・監査等

②自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）

に係る供用約款の認可等

＜自家用有償旅客運送の登録・監査等＞

<b>移譲対象事務・権限</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自家用有償旅客運送に係る新規登録・更新登録・変更登録（道路運送法第79条、同法第79条の6、同法79条の7）</li> <li>○ 報告徴収、監査等（同法第94条）</li> <li>○ 輸送の安全又は旅客の利便の確保のための是正措置命令（同法第79条の9第2項）</li> <li>○ 事故報告に係る届出、業務の廃止に係る届出の受理（同法第79条の10、同法第79条の11）</li> <li>○ 業務の停止命令及び登録の取消（同法第79条の12）</li> <li>○ 有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消による登録の抹消（同法第79条の13）</li> </ul>	
<b>事務量（主な業務指標）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務処理件数：3,252件（平成20～23年度の平均）</li> <li>○ 団体数：3,036団体（平成25年3月時点）</li> <li>○ 輸送人員：2,684万人（平成23年度推計値）</li> <li>○ 運営協議会の設置数：1,301団体（平成25年3月時点）</li> </ul>	
<b>各府省の回答（平成25年5月）</b>	
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。（今後具体的な方法等につき検討）</p>	
<b>全国知事会意見（平成25年6月）</b>	<b>各府省の見解（平成25年8月）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、自動車運転代行業、自動車道事業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。このうち、自家用有償旅客運送については、さらに希望する市町村に移譲する仕組みを設けることとすべき。</li> <li>・ 移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。</li> <li>・ 事務・権限の移譲に係る具体的な方法については、適切かつ確実な事務の実施を確保する観点から、今後検討して参りたい。</li> </ul>
<b>全国市長会意見（平成25年6月）</b>	<b>各府省の見解（平成25年8月）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 希望する市町村に移譲する方向で検討されたい。</li> <li>・ ただし、地域における裁量を拡大することが前提。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家用有償旅客運送の事務・権限については、当該運送が市町村単位のエリアで住民等の生活を支えるために行われる運送であること、また、地域住民の居住や各種活動に関する情報を一元的に持ち、地域交通のニーズ</li> </ul>



【1-44（国土交通省）】

	<p>を最も正確かつ詳細に把握・理解しているのは市町村であり、したがって、地域交通に関する地域や住民の要望に直接的に責任を持って対応すべき立場にあるのも市町村であることを踏まえ、希望する市町村に対して移譲することが適当である。</p> <p>また、事務・権限の移譲にあわせて、地域の裁量を可能な限り拡大する観点から、制度の見直しを検討して参りたい。</p>
<p>・また、地方運輸局等による相談体制を確保されたい。</p>	<p>・市町村への事務・権限の移譲に際しては、国と地方の連携により輸送の安全確保が確実に担保されるよう、運輸局・運輸支局が市町村に知見やノウハウ等を提供するなど、全面的に協力する必要があると考えている。</p> <p>なお、自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲に係る具体的方策については、現在、地方分権改革有識者会議地域交通部会で検討されているところ。</p>

＜自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）に係る供用約款の認可等＞

移譲対象事務・権限
<p>○ 自動車道事業（一の都道府県の区域内のみで完結するものに限る。）に係る以下の事務・権限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事施行の認可申請期間の伸長（道路運送法第50条第3項）</li> <li>・ 工事の完成の期間の伸長（同法第56条第2項により準用する同法第50条第3項）</li> <li>・ 工事方法の変更（同法第54条第1項）及び構造又は設備の変更（同法第67条により準用する同法第54条第1項）であって次に掲げるもの（事業計画の変更に伴うものを除く。）の認可             <ul style="list-style-type: none"> <li>①路面及び路床の構造の変更、②直線部の横断こうばいの変更、③盛土及び切土の斜面のこうばいの変更、④橋（径間20m以上のものを除く。）、開きよ及び暗きよの構造の変更、⑤排水設備の構造の変更、⑥防護設備の設置場所及び構造の変更、⑦信号、通信及び照明の設備の位置及び構造の変更</li> </ul> </li> <li>・ 軽微な工事方法の変更（同法第54条第3項）及び構造又は設備の変更（同法第67条により準用する同法第54条第3項）に係る届出の受理</li> <li>・ 供用約款の設定又は変更の認可（同法第62条第1項）</li> <li>・ 事業計画の変更に係る届出の受理（同法第66条第3項）</li> <li>・ 公衆の利便を阻害する行為の停止又は変更命令（同法第72条により準用する同法第30条第4項）</li> <li>・ 事業の休止の許可（同法第70条の3第1項）</li> <li>・ 事業改善命令（国土交通大臣の認可を要する事項に関するものを除く。）（同法第70条）</li> <li>・ 報告徴収、監査等（同法第94条）</li> </ul>

【1-44（国土交通省）】

事務量（主な業務指標）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務処理件数：32件（平成20～23年度の平均）</li> <li>○ 供用路線数：33路線（総延長321.4キロメートル） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ うち、一の都道府県内で完結するものは29路線、平成25年4月1日現在</li> </ul> </li> <li>○ 事業者数：28事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>※平成25年4月1日現在</li> </ul> </li> </ul>	
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲』</p> <p>自動車道事業については、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県内で完結する自動車道事業に係る地方運輸局の権限については、希望する都道府県に移譲する方向で検討する。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、自動車運転代行業、自動車道事業について、全国一律に都道府県へ移譲すべき。このうち、自家用有償旅客運送については、さらに希望する市町村に移譲する仕組みを設けることとすべき。</li> <li>・移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援など人的支援や広域的に対応する事務等について円滑な業務移譲のための措置を講ずるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車道事業については、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県内で完結する自動車道事業に係る地方運輸局の権限については、希望する都道府県に移譲する方向で検討する。</li> <li>・事務・権限の移譲に係る具体的な方法については、適切かつ確実な事務の実施を確保する観点から、今後検討して参りたい。</li> </ul>

# <別紙 2>

関連する事務・権限の移譲の可否等の  
検討・調整を要する事務・権限

(各府省が移譲を検討中の事務・権限であって、  
地方がその関連する事務・権限の移譲等を求めているもの)

【2-1（法務省）】

人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務

移譲対象事務・権限	
○ 人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務	
事務量（主な業務指標）	
業務指標	平成25年度
地方委託費予算額（百万円）	651
各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みである。この人権啓発活動地方委託事業は、ネットワーク事業と非ネットワーク事業に大別されるが、ネットワーク事業については、国が全国的に一定水準の啓発活動を展開するに当たって、国と地方自治体とが、協力・連携関係のもと、より効果的・効率的な人権啓発活動を行うために非常に有効なものであり、引き続き、国の事業として行っていくべきものと考えられる。</p> <p>○ これに対して、非ネットワーク事業は、地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じて企画を行い、全国的な一定水準の確保という観点から法務局が査定を行った上、各地方自治体に実施を申し入れているものであるが、地域の実情や特性に合わせた効果的な啓発活動が何であるかは各地方自治体が最も良く知るところであって、各地方自治体はその判断と責任において事業を行うことが地方分権の趣旨に沿うものであることからすれば、人権啓発活動地方委託事業のうち非ネットワーク事業については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する事務と整理した。</p> <p>○ ただし、非ネットワーク事業についても、一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであり、地方自治体に移譲したものの、何らの人権啓発活動がなされないというような事態は避けなければならない、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要がある。</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・ 地方が自主的に判断して事業実施できるよう、自由度の高い交付金によって必要な財源措置を行うことを条件とすべき。</p>	<p>・ 基本的人権尊重の理念を普及させることは、憲法上の要請であると同時に、国際的要請でもある。</p> <p>地方委託事業は、全国において一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであるから、地方自治体に財源を移譲したものの、その財源が人権啓発活動に使用されないというような事態は避けなければならない、何らかの形で国が関与する必要がある。</p> <p>そもそも、地方自治体に本事業を移譲するに当たっては、財源の移譲方法（補助金とするのか、地方交付税にするのか、又はその他の方法とするのか等）を法務省単独で検討す</p>
全国市長会意見（平成25年6月）	
<p>・ 財源措置や、国としてどのように活動を展開していくのか不明。</p>	

【2-1 (法務省)】

	<p>ることができない上、財源の移譲については、その方法だけでなく、現在の委託の仕組み（地方自治体から事業計画の提出を受けて審査した上で委託を行い、人権啓発活動実施後も報告を受けて確認している。）に替わる人権啓発活動の確保のための方策及び予算の要求とも併せて検討する必要がある。</p> <p>また、地方自治体においても移譲の方法いかにによる受入体制の整備が必要と承知していることに加え、各地方自治体間において必ずしも意思統一が図られていないように見受けられることから、各地方自治体の混乱を招くことのないよう慎重に検討してまいりたい。</p>
--	---

医療法（昭23法205）に基づく特定機能病院に対する  
報告徴収、立入検査及び緊急時における医療監視

移譲対象事務・権限			
○ 特定機能病院に対する報告徴収、立入検査等（特定機能病院の立入検査業務実施要領に基づく年1回の立入検査の実施。緊急時の報告徴収、立入検査等）（医療法第25条第3項・第4項及び第71条の3）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定機能病院数	83	84	85
立入検査実施件数	83	83	84
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 特定機能病院に対する指導監督については、特定機能病院の特殊性にかんがみ、			
① 指導監督の実施基準は国が策定すること			
② 都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督に係る情報については、国に対して報告を行うこと			
③ 国は、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することができること			
等により、特定機能病院に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある特定機能病院の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。			
○ 緊急時における病院等に対する立入検査等については、そもそも都道府県に病院等に対する立入検査等の権限がある中で、緊急時には国も立入検査等を行うことができることとするものであるが、			
① 国は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することができること			
② 国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等に係る情報については、国に対して報告を行うこと			
等により、緊急時において、病院等に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある緊急時における病院等の立入検査等の権限を都道府県に移譲することは可能である。			
※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・報告徴収及び立入検査権限だけではなく、特定機能病院を称することの承認、改善命令等の権限も一体として移譲すべき。		①特定機能病院は、地域における医療提供体制を担う役割に加え、日本全体を対象とした「高度の医療の提供」、「高度の医療技術の開発及び評価」及び「高度の医療に関する研修」の3つの役割を担う医療機関であることか	

【2-2 (厚生労働省)】

	<p>ら、医療機関の中でも全国的に見て高い専門性等を有する医療機関である必要があるため、全国の医療機関に関する情報を把握している厚生労働大臣が広域的見知から承認、取り消し等を行うことが適切である。</p> <p>②なお、地方厚生局は、特定機能病院の立入検査業務実施要領に基づき、立入検査実施後、不適切な事項のあった特定機能病院に対し、改善結果又は改善計画等について報告を求めるものとされており、当該権限を立入検査権限とともに、一体的に行うことを可能とする予定。</p>
<p>・ 特定機能病院が医療機能評価機構に対して報告する事故情報を、医療機能評価機構から速やかに都道府県へ情報提供する仕組み等を設けるべき。</p>	<p>①医療機能評価機構は、医療法施行規則に定められている事故等分析事業を行う登録分析機関として、医療機関からの医療事故情報及びヒヤリ・ハット事例の収集等を行っている。</p> <p>②この登録分析機関は、「医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会」のとりまとめで「行政や直接の関係者から独立し、国民や医療関係者からも信頼される中立の第三者機関により実施することが最も適切である」と提言されたことを踏まえ、行政機関から独立した中立の第三者機関になっており、医療機関が医療機能評価機構に報告した事故情報は行政機関に報告できないことになっている。</p>
<p>・ 「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。 (国で想定している関与の内容の提示を求める。)</p>	<p>・ 国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）に基づく  
精神保健指定医に係る指定医証の交付等

移譲対象事務・権限			
<p>○ 精神保健指定医の指定に係る以下の事務・権限（精神保健福祉法施行令第2条の2～第2条の2の5）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規・更新申請の受付</li> <li>・指定医証の交付</li> <li>・指定医証の紛失、氏名の変更等の場合の再発行</li> <li>・死亡届、辞退届の受理 等</li> </ul>			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定医の証の発行（新規）	520	575	472
指定医の証の発行（更新等）	2, 213	2, 280	2, 867
指定医の証の再発行	77	87	95
指定医の取消	0	1	2
指定不適合者への通知	75	68	84
死亡届・辞退届の受理	33	36	36
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 指定医証の交付事務等、現在地方厚生局において実施している指定権限に直接的に関わらない事務については、指定医証の取扱いについて一定の基準を定める等の対応により、地方自治体で事務を行うことも可能であると考えられるため、移譲することとする。</p> <p>○ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）		
<p>・指定医証の交付等の事務だけではなく、精神保健指定医の指定、職務停止命令等の権限も一体として移譲すべき。</p>	<p>・精神保健指定医に関しては、一定レベル以上の質を全国的に確保する必要があるが、精神障害者本人の意志によらない入院や行動制限等の判定を行う等、精神障害者の人権に関わる行政処分を行うのに必要な知識及び技能を有しているかどうかの判断に格差が生じないように、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律上、精神保健指定医を指定するときは、医道審議会の意見を聴くこととされており、指定等の権限を移譲した場合、このような手続きを経ることが困難となり、指定医の質が確保できなくなるおそれがあるため、権限の移譲は困難である。</p>		



【2-3（厚生労働省）】

<ul style="list-style-type: none"><li>・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・指定医証にかかる各種届出義務を規定するなど法改正等の対策を講じること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ご指摘を踏まえ対応を検討したい。</li></ul>

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)に基づく特定感染症指定医療機関に対する報告徴収、立入検査**

移譲対象事務・権限			
○ 特定感染症指定医療機関に対する報告徴収、診療録その他帳簿書類の検査（費用の負担を適正なものとするため必要があると認めるとき）（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第43条第1項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定医療機関数	3	3	3
病床数	8	8	8
報告の受理件数	0	0	0
※関東信越厚生局、近畿厚生局のみ			
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 特定感染症指定医療機関は、重篤で未知の感染症であり、そのまん延が広範囲にわたり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新感染症の患者を受け入れる機関であることから、国が当該指定医療機関の指定を行っている。また、その指定を行った医療機関の適正な運営確保の観点から、国が地方厚生局に委任して、報告徴収を行っている。			
○ しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、法律上も都道府県知事が実施できることとされているため、的確な執行体制や法体系の整備等がなされれば、例えば、地方が法定受託事務の形で行うことも可能である。			
○ また、都道府県に権限を移譲することとした場合には、特定感染症指定医療機関の指定は国が行っていることから、都道府県の理解が不可欠である。			
○ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 報告徴収及び立入検査権限だけでなく、許認可権限や命令権限も一体として移譲すべき。		①新感染症は、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症であることから、当該新感染症の所見がある者の入院を担当する特定感染症指定医療機関は、感染症指定医療機関の中でも全国的に見て高い専門性等を有する医療機関である必要があるため、全国の医療機関に関する情報を把握している厚生労働大臣が広域的見知から指定することが適切である。	
		②特定感染症指定医療機関に対する報告徴収	

【2-4（厚生労働省）】

	<p>及び立入検査権限については、現在、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うこととされているが、権限移譲を行う場合には、都道府県知事のみ権限とする予定。</p> <p>③なお、現在でも、特定感染症指定医療機関が、正当な理由がなく報告徴収に応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査の同意を拒んだときは、都道府県知事が、診療報酬の差し止めに係る指示をすることができることとなっている。</p>
<p>・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。 （国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>	<p>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>

## 医師等の臨床研修施設等の指導監督

移譲対象事務・権限			
<p>○ 医師等の臨床研修施設等の指導監督に係る事務（法令に基づかない任意の検査）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに臨床研修施設として臨床研修を行う施設の実地調査</li> <li>・既に臨床研修施設として指定されている施設の定期的な実地調査</li> <li>・各種手続き（年次報告等）の事務処理等</li> </ul>			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実地調査実施数	6 5	4 7	4 8
臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数	5	9	1 1
臨床研修プログラムの変更審査件数	4 4 2	4 2 4	4 9 0
臨床研修を修了した旨の医籍への登録件数	7, 7 8 2	7, 8 6 1	7, 6 4 4
各府省の回答（平成 25 年 5 月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 臨床研修は、医師法及び歯科医師法に基づく基本的な診療能力の修得等を目的とした医師及び歯科医師養成課程の総仕上げ段階の研修事業であり、臨床研修の質が全国的に均一に確保されるよう、引き続き、全国一律の基準により、研修内容に応じてきめ細かく指導監督する必要がある。</p> <p>○ しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国一律の基準により研修内容に応じたきめ細かい指導監督を行うことが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p> <p>○ 都道府県へ権限を移譲することとした際には、臨床研修施設を指導するに足る医学的知見を持った者が業務を行うよう地方機関に確保してもらう必要があるため、都道府県の理解が不可欠である。また、病院より報告のあった情報は、厚生労働省で管理して一般に公開している「臨床研修プログラム検索サイト」に反映させることも行っており、各都道府県が報告書の受理等により検認した情報を当サイトに反映させるためのシステム改修を行う必要があり、移譲に当たっては一定の期間が必要である。</p>			
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）		各府省の見解（平成 25 年 8 月）	
<p>・指導監督の権限とともに施設指定等の権限を併せて地方に移譲するべき。</p>		<p>・臨床研修病院の指定については、研修医の募集定員増に影響するものであり、全国的な研修医の適正配置を誘導する観点からも、厚生労働大臣が行うことが適切である。また、一定レベル以上の研修の質を全国的に確保する必要があるが、研修プログラムが、医療人として必要な基本姿勢、態度を身につけ、多様な経験を醸成できる内容であるかどうか等の判断に格差が生じないように、医師法</p>	

【2-5（厚生労働省）】

	<p>上、臨床研修病院を指定するときは、日本医師会等の役員や、学識経験を有する委員などから構成される医道審議会（医師等の処分等に関する唯一の国の審議会として厚生労働省設置法第6条に規定された審議会）の意見を聴くこととされており、指定等の権限を移譲した場合、このような手続を経ることが困難となり、研修の質が確保できなくなるおそれがあるため、権限の委譲は困難である。</p>
<p>・当該指導監督は根拠法令がない任意の実地検査等であることから、「指導監督」の位置づけや意味を整理すべき。</p>	<p>・臨床研修病院に対する実地検査については、指定基準等の遵守状況の確認等のため、任意で実施しているが、今後は、臨床研修に関する省令の施行通知における都道府県の役割の主旨を踏まえ、地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図る等の観点より行っていただくことを想定している。</p>
<p>・「国による最低限の関与」は地方分権推進計画のメルクマールの範囲内であるべき。（国で想定している関与の内容の提示を求める。）</p>	<p>・国の関与の内容については、政府全体の考え方も踏まえ、地方の意見を聴きながら今後検討していきたい。</p>

**食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）に基づく食品関連事業者等（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査**

＜農林水産省＞

移譲対象事務・権限			
○ 食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第24条）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度
報告徴収件数	0	0	0
立入検査件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与（並行権限）することとし、国との連携体制の確保等を検討。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・報告徴収・立入検査の権限と併せて、指導・勧告・措置命令等の権限についても地方に移譲すべき。		・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。	
・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。		・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。	

＜経済産業省＞

移譲対象事務・権限			
○ 食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第24条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成21年度	平成22年度	平成23年度
報告徴収件数	0	0	0
立入検査件数	0	0	0

【2-6（農林水産省、経済産業省、環境省）】

各府省の回答（平成25年5月）	
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（並行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <p>○ 対象となる事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>○ ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（並行権限）することを検討。（主管省庁である、農林水産省との調整が必要。）</p>	
全国知事会意見（平成25年6月）	各府省の見解（平成25年8月）
<p>・報告徴収・立入検査の権限とともに、指導・勧告・措置命令等の権限を併せて地方に移譲すること。また、他省共管であるため、他省所管分も調整し、まとめて移譲すべき。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p>	<p>・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。</p> <p>・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成24年11月15日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。</p>

<環境省>

移譲対象事務・権限
<p>○ 食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第24条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項）</p>
事務量（主な業務指標）
—
各府省の回答（平成25年5月）
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>（国との並行権限の付与）</p> <p>○ 全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の</p>

【2-6（農林水産省、経済産業省、環境省）】

確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。

- ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限を付与することを検討。

全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	各府省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収・立入検査の権限と併せて、指導・勧告・措置命令等の権限についても地方に移譲すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務は法定受託事務と考える。そのため、国による指示、基準の設定を認めるべきである。なお、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」（平成 24 年 11 月 15 日閣議決定）においては、当該事務は法定受託事務とされている。</li> </ul>



【2-7（経済産業省）】

工業標準化法（昭24法185）に基づく認証製造業者等、認証加工業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査

<b>移譲対象事務・権限</b>	
○ 認証製造業者等、認証加工業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査（工業標準化法第21条第1項、第2項）	
<b>事務量（主な業務指標）</b>	
○ 認証製造業者等に対する立入検査 約130件（平成21～23年度の平均）	
<b>各府省の回答（平成25年5月）</b>	
『全国一律・一斉に移譲』	
○ 認証製造業者等には全国規模で事業展開しているところも多く、立入検査等で不適合が見つかった場合、国による全国的に均一かつ迅速な対応が必要。自治体間で認証製造業者等への対応の違いが生じれば、全国的に均一な対応が出来なくなり、対応の不十分な地域に不適合業者が集中する、自治体を跨がる問題が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な対応が取れなくなる。	
○ 各局とも少人数の担当で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率な運用になるとともに、技術継承や人材育成のコストも発生する。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。	
<b>全国知事会意見（平成25年6月）</b>	<b>各府省の見解（平成25年8月）</b>
・ 報告徴収、立入検査の権限のほか、認証製造業者等への措置命令権限についても包括的に移譲すべき。	・ 地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。
・ 権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。	・ 地方の考え方をさらに詳細に確認する必要がある。

商工会議所法（昭28法143）に基づく商工会議所の定款変更等

移譲対象事務・権限			
<p>○ 商工会議所の定款変更等（商工会議所法第46条第2項（第25条第5号、第9号から第11号まで、第16号、第17号、第19号、第20号の事項及びその他任意に定款に記載された事項を除く））</p> <p>※ 併せて所要の規制緩和（届出制への変更等）を検討</p>			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年	平成23年	平成24年
定款変更等の処理件数	64	20	26
各府省の回答（平成25年5月）			
<p>『全国一律・一斉に移譲』</p> <p>○ 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。</p> <p>（理由）</p> <p>○ 商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給された証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するためには、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を保持しなければ著しい支障が生じる。</p> <p>○ 業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握することが必要であること、また、許認可対象者の利便性も考慮すると経済産業局にて実施するのが適切。</p>			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
<p>・ 定款変更等に係る国の権限を包括的に移譲することはもとより、設立認可、不利益処分、監督権限等についても併せて移譲すべき。</p>		<p>・ 定款変更等に係る権限については、地域に根ざしている部分については都道府県に移譲し、商工会議所の総合性、国際性の観点から必要な部分については国が保持するという基本的な考え方の下、商工会議所サイドの意見を参考にしつつ、規制緩和・権限移譲の内容について、現在、検討しているところ。</p>	

**ガス事業法（昭29法51）に基づくガス用品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査等**

移譲対象事務・権限			
○ ガス用品の製造・輸入業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収（ガス事業法第46条第1項）、立入検査（同法第47条第1項）、製品提出命令（同法第47条の2第1項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
届出の受理等	156	138	147
報告徴収・立入検査・製品提出命令	0	0	0
改善命令、表示禁止命令の執行	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ ガス事業法の執行を都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、 （イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、 （ロ）同一製品による事故が都道府県を跨って生じた場合に適切な対応ができない、 といった事態が増加。一部の都道府県における安全水準が下がり、消費者の生命や財産の被害を伴う製品事故が生じる可能性があり、国全体での均一・公平な安全対策が図れなくなる。このため、製品安全に係る規制は国内で統一的に運用される必要がある。			
○ ガス用品の流通は単一都道府県に閉じるものではないため、技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低い。製品事故が生じた場合、事故が発生した場所と製造・輸入事業者の事務所・事業所等の所在地が同じである可能性も低い。例えば、ガス燃焼機器は北日本で多く使われるが、製造工場の多くは中部地方等、必ずしも主たる消費地区ではない範囲に位置している。国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（違反事業者への改善命令や技術基準不適合品に係る表示禁止命令、及びそれらに伴う事実検証や改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。			
○ また、ガス事業法の執行にあたっては、同法の規制スキームに加え、ガストーブやふろがま等の規制対象製品の技術基準等に深い知見を持ち、不適合製品に対して適切な改善指導を行う必要がある。なお、各局とも少人数の習熟した担当者で対応しているところ、各都道府県で執行を行うためには、それぞれの都道府県が一定数の担当者を育成し、それぞれ配置することが必要であり、非効率である。			
○ なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（並行権限）することを検討。			
全国知事会意見（平成25年6月）		各府省の見解（平成25年8月）	
・ 報告徴収、立入検査といった調査権限に加えて、届出、改善命令等の権限を移譲すべき。		・ 規制をより機動的に執行するために、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を	

【2-9（経済産業省）】

	<p>管轄する都道府県にも付与することを検討するが、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売事業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、改善命令等の処分権限を移譲すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、改善命令等の権限については移譲しない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限移譲後の国による並行権限行使については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合等に限るべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準不適合品の販売等が判明した場合、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要であるため、全国一律の法の運用を図る観点から必要な場合には並行権限を行使する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市においても販売事業者等の報告徴収、立入検査を実施していることから、当該市についても移譲先とすることを検討することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告徴収、立入検査については、検討中。届出、改善命令等については、全国的に均一な規制を行い、国全体での均一・公平な安全対策を図る必要があるため、届出・改善命令等の権限については移譲しない。</li> </ul>

**割賦販売法（昭36法159）に基づく包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する報告徴収、立入検査**

移譲対象事務・権限			
○ 包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者（一の都道府県の区域内のみに事業所等があるものに限る。）に対する報告徴収（割賦販売法第40条第1項、第3項、第7項、第8項、第9項）、立入検査（同法第41条第1項、第3項、第4項、第5項、第7項、第8項）			
事務量（主な業務指標）			
業務指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度
包括信用購入あっせん業者の登録件数	268	5	3
包括信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	32	34	44
包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	27	92	158
包括信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	0	0	0
包括信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
個別信用購入あっせん業者の登録件数	131	6	4
個別信用購入あっせん業者に対する立入検査件数	30	48	71
個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収件数	19	39	66
個別信用購入あっせん業者に対する改善命令件数	1	2	0
個別信用購入あっせん業者に対する登録取消件数	0	0	0
各府省の回答（平成25年5月）			
『全国一律・一斉に移譲』			
○ 都道府県の事務とすることにより、都道府県間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、都道府県を跨る消費者事故が生じた場合に迅速・適切な対応ができない等の事態が生じ、均一かつ公平な消費者保護が図られない。さらに、こうした事態が続けば、割賦販売システムに対する国民の信頼の低下を招き、簡便な決済手段として商品の流通等の円滑化に資する当該システムに悪影響を与えることとなる。このため、割賦販売法の規制は国内で統一的に運用される必要がある。			
○ 都道府県へ事務を移譲した上で、なお規制の一律性を確保するための方策としては、事務処理等の統一基準を定め、国の指示等を認めることも一般的には考えられる。しかしながら、仮に一の都道府県内にのみ事業所がある事業者であったとしても、顧客は当該都道府県外にも存在するため、単一都道府県が全国で発生している被害実態を的確に把握し、適切な処分を行うことは困難である。また、各都道府県内において、職員に求められる割賦販売法や他の消費者保護関係法に係る高度な知見や十分な経験を有する職員を一定数育成し、それぞれ配置することが必要であるが、各都道府県における事業者分布に偏り（後述）があることから、事業者の少ない都道府県においても職員を配置することは非効率であり、また十分な職員を配置できない場合には基準通りの規制を実施することは困難とな			

る。

- 割賦販売法に基づく規制の対象としては、①商品の引渡し又は役務の提供に先立って代金又は対価を受領する前払式割賦販売及び前払式特定取引、②商品の引渡し又は役務の提供後に代金を受領する信用購入あっせんの2類型がある。①については、例えば前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者が破綻した際には、現在、国において前払積立金を還付する必要があるところ、還付手続きに当たっては、債権者の特定や清算手続き等の専門的かつ膨大な業務量が生じる。このため、これら事務を処理する人員を迅速かつ大量に動員できる体制を備える必要が生じ、負担が大きい。したがって、十分な体制整備の確保が担保されない限り、前払式割賦販売及び前払式特定取引に係る国の事務を都道府県に事務移譲することは困難である。  
 なお、一の都道府県内にのみ事業所等がある前払式割賦販売業者又は前払式特定取引業者に対する報告徴収及び立入検査に関する事務については、既に当該事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与（並行権限）している。
- また、②の信用購入あっせん業については、例えばクレジットカードは事業者の所在地に関係なく全国どこでも使える等、事業者の所在地と当該事業者の契約者（消費者）の所在地との間の関連性が極めて薄い。このため、仮に一の都道府県内にのみ事業所等がある事業者であったとしても、当該事業者に係る消費者被害は全国的に発生している状況が想定されるほか、例えば、ある都道府県が域内の包括信用あっせん購入業者の登録取消処分を行った場合には、全国で当該事業者の発行するクレジットカードが使えなくなる等、ある都道府県が行った処分が他の都道府県にまで及ぶこととなり、消費者の利便性を含めて多大な影響を及ぼすため、国において実施することが必要である。加えて、事業者の分布を見ると、都道府県毎に大きくばらついており、域内に数社しか事業者がない都道府県もある。このため、事業者の少ない都道府県においても、割賦販売法に係る規制の実施に必要な高度な知見や十分な経験を有する職員を配置し、規制実施体制を構築することは非効率である。
- 他方、一の都道府県内にのみ事業所等がある信用購入あっせん業者に対する事務のうち、報告徴収・立入検査に関する事務については、割賦販売法に基づく登録や処分と異なり、主に消費者被害に係る情報を当該事業者から収集することが目的と考えられるため、前述の全国均一な規制の実施に対する影響や、他の都道府県の消費者に対する影響が少ないと考えられる。また、都道府県に権限を付与することで、より機動的に情報収集を行うことが期待できる。このため、当該事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与（並行権限）することを検討する。

**全国知事会意見（平成25年6月）**

・報告徴収、立入検査に加えて、登録、改善命令、業務停止命令等の権限を移譲すべき。

**各府省の見解（平成25年8月）**

・信用購入あっせん業者、前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者に対する許可、登録、改善命令、業務停止命令等に係る権限（以下「処分権限」という。）については、下記の理由により、都道府県への移譲に適さないと考える。

・前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、許可、改善命令、業務停止命令等の権限を移譲すべき。

まず、都道府県間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、都道府県を跨る消費者被害が生じた場合に迅速・適切な対応ができない等の事態が生じ、均一かつ公平な消費者保護が図られない。さらに、こうした事態が続けば、割賦販売システムに対する国民の信頼の低下を招き、簡便な決済手段として商品の流通等の円滑化に資する当該システムに悪影響を与える。このため、処分権限は国内で統一的に運用されなければならない、そのためには国が一括して執行することが必要である。

また、一の都道府県内にのみ事業所等がある事業者（以下「単県事業者」という。）であったとしても、その顧客は当該都道府県内に留まらない。例えば、クレジットカードは事業者の所在地に関係なく全国どこでも使えるなど、事業者の所在地と当該事業者の契約者（消費者）の所在地との間の関連性が極めて薄い。このように、単県事業者であったとしても、当該事業者に係る消費者被害は全国に及ぶことが頻繁に生じうる。また仮に処分を実施した場合、その影響は当該都道府県にとどまらず、全国の消費者に対して多大な影響を及ぼすこととなる。例えば、ある都道府県が域内の包括信用あっせん購入業者の登録取消処分を行った場合には、全国で当該事業者の発行するクレジットカードが使えなくなる等の影響が生じる。こうした事態に対し、都道府県が全国の被害実態を的確に把握した上で、全国の消費者への影響が大きい処分を適切に行うことは困難である。

さらに、割賦販売法に基づく処分の実施のためには、同法や他の消費者保護関係法に係る高度な知見や十分な経験を有する職員を一定教育成し、それぞれ配置することが必要である。しかしながら、域内に数社しか事業者の存在しない都道府県も多くあることを踏まえれば、各都道府県に専門の職員を配置することは非効率である。

【2-10（経済産業省）】

・ 権限移譲後の国による並行権限行使については、二以上の都道府県の区域にわたり消費者の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときに限るべき。

・ 上欄の理由により、国が責任をもって処分を実施することとする以上、国が独自に情報収集を行える体制は必須であるため、国が権限を行使できる場面を限定することは適切ではない。

なお、既に都道府県へ権限を移譲している前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者に対する立入検査及び報告徴収についても、「経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない」とされており、国による執行について、特段の制限は課されていない。